

令和 6 年 3 月 31 日までに受診した人間ドックについては従前通り、以下のように取扱います。

◇内容

現職会員（35 歳以上）が人間ドックを受診したとき、その検査料の一部として 3 千円を補助します。

◇対象となる人間ドック

- ・ 共済組合員である会員

共済組合が福利厚生として実施する人間ドック

- ・ 共済組合員以外の会員

所属所が福利厚生事業として実施する人間ドック及び全国健康保険協会管掌健康保険が実施する生活習慣病予防健診

◇対象とならない人間ドック

- ・ 個人受診によるもの（共済組合が実施していない人間ドック）
- ・ 再任用職員や配偶者等、現職会員以外の方の受診
- ・ 検査料の自己負担額が補助額に満たない場合

◇提出書類

人間ドック補助金請求書（旧様式）

※所属所互助会責任者の証明を受けてください。